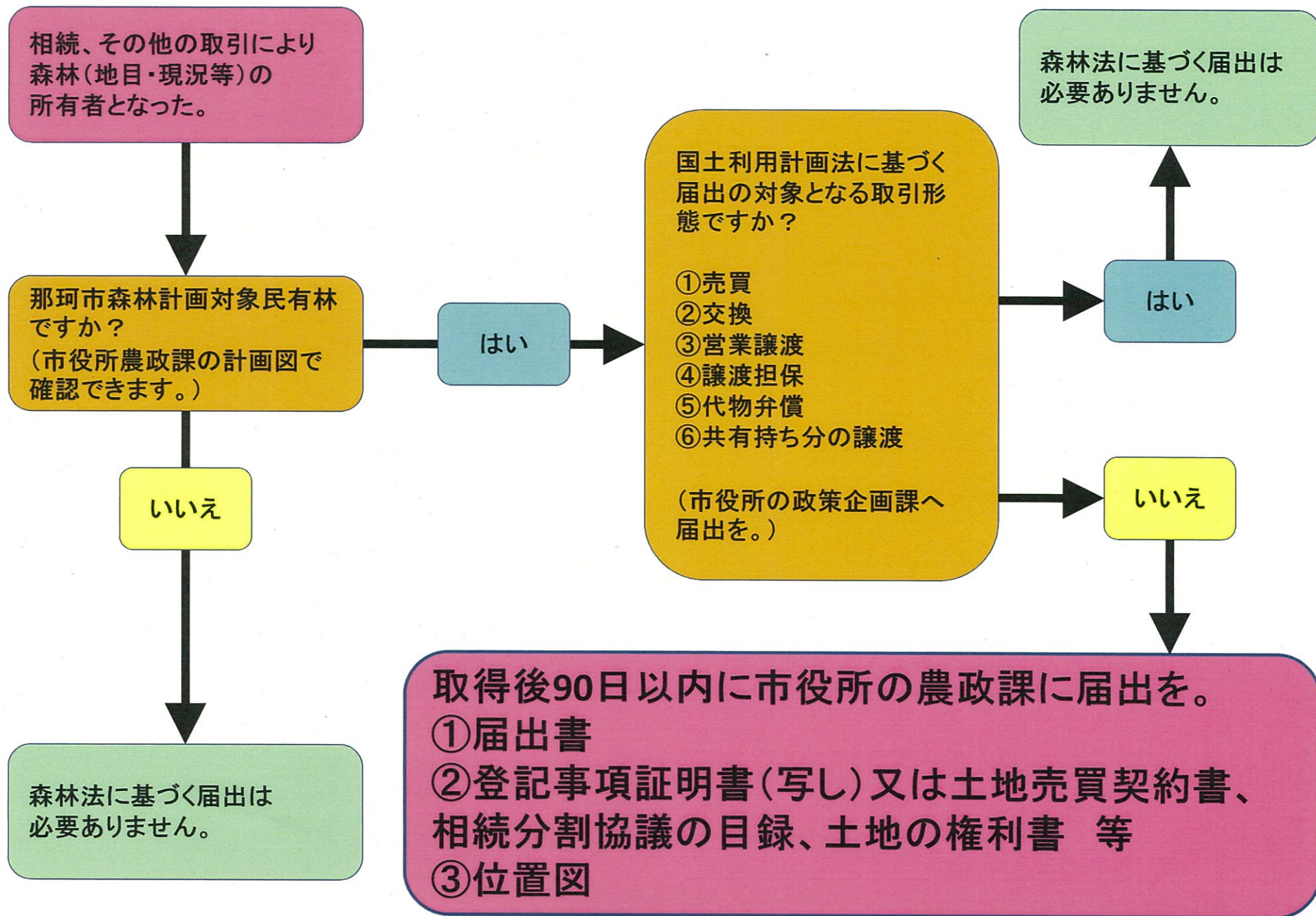


# 【新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の流れ】



相続、その他の取引により  
森林(地目・現況等)の  
所有者となった。

那珂市森林計画対象民有林  
ですか？  
(市役所農政課の計画図で  
確認できます。)

いいえ

森林法に基づく届出は  
必要ありません。

はい

国土利用計画法に基づく  
届出の対象となる取引形  
態ですか？

- ①売買
  - ②交換
  - ③営業譲渡
  - ④譲渡担保
  - ⑤代物弁償
  - ⑥共有持ち分の譲渡
- (市役所の政策企画課へ  
届出を。)

はい

森林法に基づく届出は  
必要ありません。

いいえ

取得後90日以内に市役所の農政課に届出を。

- ①届出書
- ②登記事項証明書(写し)又は土地売買契約書、  
相続分割協議の目録、土地の権利書 等
- ③位置図